

藤崎町保育所等利用調整基準表

1. 基本指数

No.	指数コード	指数	指数内容
1	01	9	居宅外労働 常勤 事業所に常時雇用されている者
2	02	9	居宅外労働 パート等 6時間以上 常勤に準ずる者
3	03	8	居宅外労働 パート等 4時間以上 常勤に準ずる者
4	04	8	居宅外労働 パート等 6時間以上 時給、日雇等で常勤と比較して労働時間が短い者
5	05	7	居宅外労働 パート等 4時間以上 時給、日雇等で常勤と比較して労働時間が短い者
6	06	9	居宅外労働 自営 中心者 7時間以上の就労を常態としている者
7	07	8	居宅外労働 自営 中心者 4時間以上の就労を常態としている者
8	08	8	居宅外労働 自営 協力者 7時間以上の就労を常態としている者
9	09	7	居宅外労働 自営 協力者 4時間以上の就労を常態としている者
10	10	9	居宅内労働 自営 中心者 7時間以上の就労を常態としている者
11	11	8	居宅内労働 自営 中心者 4時間以上の就労を常態としている者
12	12	7	居宅内労働 自営 協力者 7時間以上の就労を常態としている者
13	13	6	居宅内労働 自営 協力者 4時間以上の就労を常態としている者
14	14	6	居宅内労働 内職 4時間以上の就労を常態とし、かつ収入が2万円以上ある者
15	15	7	出産 妊娠中又は出産後間がないこと(産前2か月から産後2か月まで)
16	16	10	疾病・障害 疾病 入院(1か月以上)
17	17	10	疾病・障害 疾病 居宅内 常時病臥
18	18	10	疾病・障害 疾病 居宅内 精神性
19	19	8	疾病・障害 疾病 居宅内 一般療養
20	20	10	疾病・障害 障害 身障手帳1・2級又は療育手帳A・B1
21	21	8	疾病・障害 障害 身障手帳3級又は療育手帳B2
22	22	6	疾病・障害 障害 身障手帳4級以下
23	23	9	看護等 常時看護、介護等に当たっている者
24	24	8	看護等 週4日以上看護、介護等に当たっている者
25	25	10	災害 火災等による家屋の損傷その他災害復旧のため保育に当たれない場合
26	26	9	その他 就学 7時間以上の就学を常態
27	27	8	その他 就学 週4日以上就学し、かつ4時間以上の就学を常態
28	28	9	居宅外労働 常勤 事業所に常時雇用されている者(父親)

29	29	9	居宅外労働 パート等 6時間以上 常勤に準ずる者(父親)
30	30	8	居宅外労働 パート等 4時間以上 常勤に準ずる者(父親)
31	31	8	居宅外労働 パート等 6時間以上 時給日雇等で常勤と比較、労働時間短者(父親)
32	32	7	居宅外労働 パート等 4時間以上 時給日雇等で常勤と比較、労働時間短者(父親)
33	33	9	居宅外労働 自営 中心者 7時間以上の就労を常態としている者(父親)
34	34	8	居宅外労働 自営 中心者 4時間以上の就労を常態としている者(父親)
35	35	8	居宅外労働 自営 協力者 7時間以上の就労を常態としている者(父親)
36	36	7	居宅外労働 自営 協力者 4時間以上の就労を常態としている者(父親)
37	37	9	居宅内労働 自営 中心者 7時間以上の就労を常態としている者(父親)
38	38	8	居宅内労働 自営 中心者 4時間以上の就労を常態としている者(父親)
39	39	7	居宅内労働 自営 協力者 7時間以上の就労を常態としている者(父親)
40	40	6	居宅内労働 自営 協力者 4時間以上の就労を常態としている者(父親)
41	41	6	居宅内労働 内職 4時間以上の就労を常態とし、かつ収入が2万円以上の者(父親)
42	42	7	出産 妊娠中又は出産後間がないこと(産前2か月から産後2か月まで)(父親)
43	43	10	疾病・障害 疾病 入院(1か月以上)(父親)
44	44	10	疾病・障害 疾病 居宅内 常時病臥(父親)
45	45	10	疾病・障害 疾病 居宅内 精神性(父親)
46	46	8	疾病・障害 疾病 居宅内 一般療養(父親)
47	47	10	疾病・障害 障害 身障手帳1・2級又は療育手帳A・B1(父親)
48	48	8	疾病・障害 障害 身障手帳3級又は療育手帳B2(父親)
49	49	6	疾病・障害 障害 身障手帳4級以下(父親)
50	50	9	看護等 常時看護、介護等に当たっている者(父親)
51	51	8	看護等 週4日以上看護、介護等に当たっている者(父親)
52	52	10	災害 火災等による家屋の損傷その他災害復旧のため保育に当たれない場合(父親)
53	53	9	その他 就学 7時間以上の就学を常態(父親)
54	54	8	その他 就学 週4日以上就学し、かつ4時間以上の就学を常態(父親)
55	55	8	育児休業中、保育を利用している子が継続利用が必要